

加古川市日光山墓園 一般墓地



使用者募集案内



加古川市営
日光山墓園



■□■ お問い合わせは ■□■

市ホームページ



申込手続き等に関すること

加古川市役所 公園緑地課 (土・日・祝日を除く 8:30 ~ 17:15)
〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地 (市役所新館7階)
電話 079-427-9902 ファックス 079-422-9569

現地の案内等に関すること

加古川市日光山墓園管理事務所 (火・木曜日を除く 9:00 ~ 15:00)
〒675-1212 加古川市上荘町井ノ口24番地の16
電話 079-428-0778 ファックス 079-428-0737

(R5.9.1現在)

目 次

お申込みの前に・・・・・・・・・・・・・・・・	1
加古川市日光山墓園案内図・・・・・・・・	2
永代使用料・永代管理料・・・・・・・・	3
申込み受付場所・・・・・・・・	3
申込みに必要なもの・・・・・・・・	3
申込みに際しての留意事項・・・・・・・・	4
永代使用料・永代管理料の納入、使用許可証の送付・・・・・・・・	4
その他の注意事項・・・・・・・・	5
使用に際し守っていただく事項・・・・・・・・	6
管理義務・届出義務・・・・・・・・	7

お申込みの前に

- 前もって現地をご確認のうえ、申込みされる区画を決めておいてください。
- どなたでもお申込みになれます。
 - ・ 市民・市民以外の方
 - ・ 遺骨の有無に関係はありません。
 - ・ 墓石建立の期限はありません。
- 申込者以外の使用はできません。名義貸し等による申込みはできません。
- 申込みの内容について虚偽の記載があるときや、その他不正な手段をもって申込みをされた場合は、無効とします。
- 墓地区画は許容範囲の施工誤差が生じている場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 墓碑の高さ等は、加古川市日光山墓園の設置及び管理に関する条例施行規則（墳墓の制限）に適合しなければ建立することはできません。
- 墓碑には、建立者名として使用許可を受けた方の氏名を刻んでいただきます。
- 墓碑は、使用許可を受けなければ建立することはできません。
- 墓地使用者にかかる個人情報が石材業者等に伝わるようなことは一切ありません。
- 特定の業者を指定して申込受付や墓碑建立などの斡旋業務は一切行っておりません。

加古川市日光山墓園案内図



永代使用料・永代管理料

(R5.4.1現在)

4㎡区画	永代使用料	永代管理料	合 計
	660,000円	127,600円	787,600円

6㎡区画	永代使用料	永代管理料	合 計
	990,000円	191,400円	1,181,400円

※永代管理料には消費税が含まれています。

■ 永代使用料

永代使用料は、お申込みされた墓地について、祭祀を承継される方の申し出が続く限り、永代に渡ってご使用いただくための使用料です。

■ 永代管理料

永代管理料は、墓園の緑地や共用部分の維持管理のための費用です。使用許可を受けた墓地区画の除草や清掃等の管理は、使用者ご自身で行なってください。

申込み受付場所

■ 場 所 加古川市加古川町北在家2000 加古川市役所公園緑地課（新館7階）

■ 時 間 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日、年末年始を除く）

※現地の管理事務所では受付しておりませんので、ご注意ください。

申込みに必要なもの

1. 一般墓地使用許可申請書
2. 誓約書
3. 申込者の住民票謄本（家族全員が記載されたもので、住所・本籍・世帯主・生年月日・性別・続柄・住民年月日・筆頭者等は省略しないでください。マイナンバーの記載は不要です。） 1通

※住民票謄本は、申込日の前3ヶ月以内に発行されたものに限りです

※申請書、誓約書の様式は市のホームページからダウンロードできます。

申込みに際しての留意事項

- 申込みに際しては、希望される区画の空き状況及び現地の状況を必ず確認してください。（現地の管理事務所でご案内します。）
- 申込みは、持参又は郵送での申込みに限ります。電子メール・ファックス等による申込みはできません。また、提出された書類は返却いたしません。

永代使用料・永代管理料の納入、使用許可証の送付

■ 永代使用料・永代管理料の納入

申請書の提出後、永代使用料及び永代管理料の納付書を郵送しますので、市が指定する金融機関で一括して納めてください。（分割納付はできません。）

■ 納付期限

納付書に記載します。（申込みから概ね1か月）

なお、期限を過ぎても納付がない場合は、申請を取り消す場合があります。

■ 納付場所

【全 国】

（銀 行）三井住友、みなと、りそな、但馬、山陰合同、中国、百十四

（信用金庫）但陽、姫路、播州、兵庫、日新、西兵庫

（信用組合）近畿産業

（農 協）兵庫南、加古川市南

（労働金庫）近畿

【加古川市内のみ】

（信用組合）大阪協栄、兵庫県、淡陽、兵庫ひまわり

【その他】

兵庫県信用組合稲美支店、加古川市役所本庁市金庫、加古川市内各市民センター、東加古川市民総合サービスプラザ

■ 使用許可証の送付

使用料・管理料の納入確認後に、「加古川市一般墓地使用許可証」を郵送します。

その他の注意事項

■ 使用許可の取消

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことがあります。

1. 墳墓の用に供する目的以外に使用墓地を使用したとき。
2. 使用権を譲渡し、または使用墓地を転貸したとき。
3. 使用権を譲渡する目的をもって使用許可を得たと認めるとき。
4. 使用墓地または墳墓の維持管理をしないで放任のまま5年を経過したとき。
5. 偽りその他不正な手段により使用料又は管理料の徴収を免れたとき。
6. 法令または加古川市日光山墓園の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に違反し、または市長の指示に従わないとき。

※墓地の使用許可を取り消されたときは、ただちに使用墓地を自己の費用をもって原状に回復し、市長に返還しなければなりません。

■ 使用権の消滅

次のいずれかに該当するときは、使用権は消滅します。

1. 使用者が死亡し、祭祀を主宰する相続人等がないとき。
2. 使用者が死亡してから5年を経過しても、祭祀を主宰する相続人等から使用承継の届出がないとき。
3. 使用者が住所不明となり10年を経過したとき。

■ 使用料・管理料の返還について

お支払いされた使用料及び管理料は、返還できません。

ただし、墓地が不用になり、使用許可を受けた日から5年以内に墓地の返還をした場合は、使用料の半額を還付することができます。5年を超えての墓地の返還の場合は、使用料の還付はありません。

ご使用に際して守っていただく事項

墓碑の建立条件

1. 墓碑には、使用許可を受けた方（使用者）の氏名を刻字してください。
2. 墓碑は、恒久的な墓碑石を建立してください。
3. 工事に際しては、事前に「加古川市日光山墓園墓地工事承認申請書」を提出し、工事承認書を受理した後に墓地区画の境界を確認してから着工してください。
4. 墳墓は、隣地との境界線（後方は、構造物）から1cm以上離して建立してください。

建造物等の高さ制限

墓地内の建造物等には、下記の制限がありますのでお守りください。

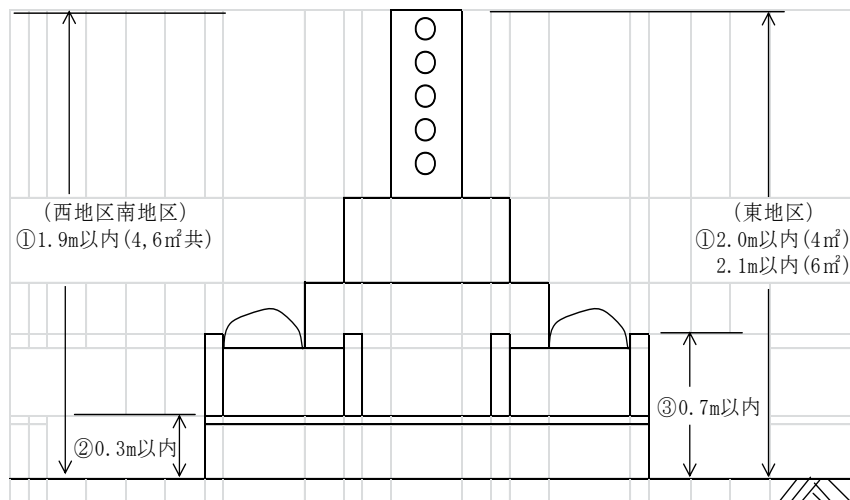
◎ 東地区：さくら、ふじ、かえで、なつめ、けやき、ぼたん（4㎡区画）
さつき、もも（6㎡区画）

- ① 墓碑施設の高さ……2.0m以内（4㎡区画） 2.1m以内（6㎡区画）
- ② 盛土の高さ……0.3m以内
- ③ 囲障類の高さ……0.7m以内
- ④ 樹木の高さ……0.6m以内
- ⑤ 墓碑等の幅……0.45m以内（高さ1.5m以上の部分）

◎ 西地区：ふよう、やまぶき、なんてん、はぎ、くちなし、さざんか

◎ 南地区：はなみずき、ゆきやなぎ、あじさい、もくれん、もくせい、つつじ

- ① 墓碑施設の高さ……1.9m以内
- ④ 樹木の高さ……0.8m以内



管理義務

墓地の使用にあたっては、次のことを必ずお守りください。

1. 使用区画及び墓碑を清掃し、墓地の尊厳維持に努めてください。
2. 墓碑の転倒その他、他人に危険又は迷惑を及ぼすおそれがあるときは、直ちに修理その他必要な措置をしてください。

届出義務

次のことに該当する場合は、加古川市役所公園緑地課への届出が必要です。

1. 使用者の住所などが変更したとき。
2. 使用者が亡くなられた場合などで次の方に使用权を承継しようとするとき。
3. 墓地の工事（設置、改修、撤去等）に着手されるとき及び完了したとき。
4. 焼骨を埋蔵するとき。（死体火葬許可証（注①）又は、改葬許可証（注②）が必要）
5. 焼骨を他の墓地へ移されるとき。（改葬許可申請に必要な埋蔵証明をします）
6. 墓地を返還されるとき。

（注）

- ① 「死体火葬許可証」とは、火葬が行われた火葬場の管理者が証明したものです。
- ② 「改葬許可証」とは、すでに墓地又は納骨堂に納めている遺骨を他の墓地に移すときに、遺骨が埋蔵されている墓地等の所在地の市町村長が発行する許可証のことです。

その他

1. 墓地の区画は、永代使用を許可するものであって、購入（所有）ではありません。
2. お供え物（食べ物やお酒等）は、その日のうちにお持ち帰りください。（カラスや野犬等が集まるため。）
3. 墓園内の水道水は、残留塩素の管理ができかねますので、飲料用には適しません。
4. 墓碑は、建立者（使用者）において業者を選定し、施工してください。
5. 墓地の使用にあたっては、法令、加古川市の条例、規則を厳守し、市長の指示に従ってください。

春と秋のお彼岸及びお盆の期間は、JR加古川駅北口から日光山墓園までの臨時バスを運行していますので、ご利用ください。

バスの時刻表はこちらからご覧いただけます。→ → →



【日光山墓園合葬式墓地のご案内】

日光山墓園には、個別のお墓を建てずにひとつのお墓に複数の焼骨を共同で埋蔵する形式の合葬式墓地もあります。詳しくはお問い合わせください。



合葬式墓地



市ホームページ合葬式墓地

日光山墓園へのアクセス

所在地

〒675-1212

加古川市上荘町井ノ口 24-16

JR 加古川線 厄神駅より車で約 10 分

JR 神戸線 加古川駅より車で約 25 分

